

「奈良県高校生等奨学給付金」の前倒し支給について

- 奈良県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、**高校生等がいる低所得世帯を対象に「高校生等奨学給付金」を支給**します。
 - **希望する新入生の保護者等**については**支給額の一部（3か月分）を前倒しで受給**できるので、希望する場合は申請を行ってください。
 - 今回の前倒し支給を希望しない場合でも、7月に募集する通常の支給申請を行うことで、**支給額の全額（12か月分）を受給することができます。**
- 前倒し支給（3か月分）を申請した場合でも、残額（9か月分）については**7月にもう一度申請する必要**があります。**一度の申請で年額（12か月分）を受給されたい場合は、7月の通常分に申請してください。**

※ 令和6年度新入生以外は前倒し支給の対象となりませんので、7月に募集する通常の支給申請を行ってください。

1. 前倒し支給の要件（対象となる世帯）

令和6年度新入生の保護者等のうち、

生活保護（生業扶助）受給世帯 もしくは **保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯**

※保護者等(親権者、主たる生計維持者等)が**奈良県内に住所を有している**ことが必要です。

※**令和6年4月1日時点**で要件を全て満たしていることが必要です。その他、詳細な要件については裏面をご覧ください。

2. 支給時期と支給額

- 支給時期の見込み（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
前倒し支給申請を行う場合 (新入生の内、希望者のみ)		申請 → 審査	→ 3か月分受給	再申請	再審査	→	9か月分受給
通常の支給申請を行う場合				申請	審査	→	12か月分受給

※ 審査の時点や必要な書類が異なるため、前倒し支給が決定した場合でも、残額（9か月分）について、7月に再申請が必要です。

- 支給額

世帯区分	支給額（年額）	うち前倒しで受給できる額
①生活保護（生業扶助）受給世帯（全日・定時・通信制）	52,600円	13,150円
住民税所得割が非課税（0円）である世帯	②全日制・定時制（以下の③④以外）	35,650円
	③全日制・定時制（第二子以降 ※）	38,000円
	④通信制・専攻科	13,025円

※15歳(中学生を除く)以上23歳未満(平成13年4月3日から平成21年4月2日生まれ)の扶養されている兄弟姉妹がいる2人目以降の高校生等。

3. 申請手続き

奈良県教育振興課のウェブページから申請書をダウンロードし、必要な書類（裏面に記載）を以下のとおり提出してください。

- 奈良**県内**の高等学校等に通う方：**学校が指定する期限までに、在学する学校に提出**してください。
- 奈良**県外**の高等学校等に通う方：**令和6年5月15日（水）まで**に次の【提出先】に**郵送**してください（必着）。

【提出先】 〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 地域創造部 教育振興課 私学係

<http://www.pref.nara.jp/40219.htm>

＜申請書のダウンロードはこちら＞

奈良県 私学奨学給付金

検索

4. 申請に必要な書類

対象となる生徒 1 人につきそれぞれの①と②を作成し、③のうち必要な添付書類と合わせて期限までに提出してください。

【申請者全員が提出する書類】

① 「奈良県高校生等奨学給付金申請書【新入生・前倒し支給用】」（第 1 号様式(第 5 条関係)）

② 「奈良県高校生等奨学給付金口座振替申出書」（別紙第 1 号様式）

<記入上の注意>

① 「奈良県高校生等奨学給付金申請書」に記載の申請者本人(保護者等)名義の口座で、通帳のコピーを添付してください。

③ 必要添付書類

世帯区分で添付する証明書等が異なりますので、以下の区分に応じて必要な添付書類を提出してください。

世帯区分		必要添付書類
① 生活保護（生業扶助）受給世帯 （全日・定時・通信制）		・「生活保護（生業扶助）受給証明書」 ※ 令和 6 年 4 月 1 日（基準日）現在、生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））を受給している証明書を添付してください。
住民税所得割が 非課税（0 円） である世帯	② 全日制・定時制 （以下の③④以外）	・ 保護者等全員の令和 5 年度(令和 4 年分)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類（※ 1）
	③ 全日制・定時制 （第二子以降 ※）	・ 保護者等全員の令和 5 年度(令和 4 年分)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類（※ 1） + ・ 「扶養誓約書」 ※対象となる高校生等以外の、高校生等または 15 歳(中学生を除く)以上 23 歳未満(平成 13 年 4 月 3 日から平成 21 年 4 月 2 日生まれ)の扶養されている兄弟姉妹の確認を行います。
	④ 通信制・専攻科	・ 保護者全員の令和 5 年度(令和 4 年分)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類（※ 1）

（※ 1）（例）・「課税証明書」（市町村役場にて発行）

・「道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書」（給与所得者）の写し

・「道府県民税・市町村民税の納税通知書」（自営業など）の写し

5. その他

○ 前倒し支給の詳細な要件について

令和 6 年 4 月 1 日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります

- ① 保護者等が奈良県内に住所を有していること（海外等在住で奈良県内に住所がない場合は対象外となります。）
- ② 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護（高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費））受給世帯であること
- ③ 子が就学支援金制度の対象となる高等学校等に在学していること（令和 6 年度に当該校に入学した者に限る）
→専攻科の生徒については、高等学校及び中等教育学校（後期課程）の大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科の学科に在学しており、以下のいずれにも該当していないことが必要となります。
 - ・退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者
 - ・前年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の 5 割以下の者
 - ・前年度における出席率が 5 割以下の者
- ④ 1 人の高校生等に対して、保護者等全員が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと
- ⑤ 児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

○ 事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時の返還と違約金が課せられます。

◆ 高校生等奨学給付金（私立高等学校等）についてのお問い合わせ ◆

◇奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町 3 0 tel 0742-27-8347

◇在学する高等学校等（学校が申請のとりまとめをしている場合）

※県立、市立、国立の高等学校等に関する奨学給付金制度は奈良県教育委員会学校支援課に、奈良県立大学附属高等学校に関する奨学給付金制度は奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課に、それぞれお問い合わせください。